

申請時の注意

1. 支援金の交付対象者

令和6年10月1日現在、家畜を出荷目的に飼養（所有）している畜産農家（家畜所有者）で、令和6年度中は畜産業を継続する農家。

2. 申請方法

○申請期間・場所

受付場所	受付日	受付時間
JAみやざき都城地区本部 本所	10月30日（水）	9：00～12：00
JAみやざき都城地区本部 本所	11月8日（金）	
中郷地区市民センター 多目的室	11月15日（金）	
庄内地区市民センター 多目的室	11月20日（水）	
山之内総合支所 2階中会議室	11月13日（水）	13：00～16：00
山田総合支所 2階和室1	11月14日（木）	
高城総合支所 2階産業建設課横 会議室	10月31日（木）	※12:00～13:00 は受付 不可です。
	11月11日（月）	
高崎町農村活性化支援センター （畜産センター）	11月1日（金）	
	11月12日（火）	

※上記日程で都合がつかない場合は、令和6年11月29日までに市役所畜産課（4階）までお越しくください。（事前にご連絡をお願いします。）

3. 持参するもの

① 印鑑は不要ですが、法人農家等でゴム印を使用する場合は、名称及び代表者氏名、押印が必要です（下記参照）

法人の場合

住所 ○○市○○町○○番地

氏名 ○○ 株式会社

代表取締役 都城 太郎

〔 株式会社印 + 都城 又は 取締役代表 〕

又は

〔 取締役代表 印 〕

② 申請者名義の振込先通帳、またはキャッシュカード

③ 市税の滞納のない証明書は原則不要です

※但し、畜産課が納税管理課に、申請者の納税状況調査を依頼することについて、申請時に同意していただくことが必要です。

④家畜の飼養頭羽数報告書

支援金の交付対象の畜産農家の方は、令和6年10月1日付の頭数を記載してください。

報告書には、参考として令和5年度の頭数を記載しています。

令和5年度頭数と、今回報告頭数に差異がある場合、現地確認等の調査を行う場合がありますので、ご理解の上、申請してください。

⑤家畜の飼養頭数がわかる書類

JA 都城所属の農家については、JA 都城へデータ提供の依頼を行います（申請時に同意書に記入していただきます）。

JA 都城所属以外の農家は、NOSAI 都城へデータ提供の依頼を行います。

（申請時に同意書に記入していただきます）。NOSAI 都城の家畜共済加入がない方は、飼養頭羽数がわかるもの（例：決算報告書や耳標番号一覧等）の資料提出をお願いします。詳しくは下記へ問い合わせください。

4. 支援額について

- ① 宮崎県が定める農業経営管理指針を参考に、1頭羽数の1年間の配合飼料の必要量を算出し、家畜の飼養頭羽数を乗じたものに、3,600円/トンに乗じた額(100円未満切り捨て)。

支援金の目安(1頭当たり)	
繁殖牛(親)	約 1,700 円
育成牛	約 3,900 円
子牛	約 3,100 円
肥育牛	約 10,500 円

- ② 支援上限額は一経営体当たり300万円

5. 支払い時期について

支援金の申請があった日から、1カ月を目途に支払う予定としています。ただし、支援金の支払い根拠となる「家畜の飼養頭羽数報告書」の内容に疑義が生じ、調査が必要と判断した場合はさらに日数が必要となる場合があります。

6. 申請期限について

支援金の申請期限は、令和6年11月29日（金）までです。

7. その他

経産牛について、分娩後または離乳後肥育せずに出荷する場合は繁殖牛、概ね6カ月以上肥育して肉牛として出荷する場合は経産肥育として扱います。（過去1年間分の出荷伝票の提出をお願いします。）

8. 問い合わせ先

都城市	畜産課	23-2769	山之口総合支所	産業建設課	57-3113
高城総合支所	産業建設課	58-2310	山田総合支所	産業建設課	64-1113
高崎総合支所	産業建設課	62-1113			